次のとおり参考見積を募集します。

令和7年11月12日

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 (公印省略)

1. 目的

この参考見積の公募は、独立行政法人水資源機構で予定しているクレーン付トラック車検整備に おける積算の参考とするための見積を募集するものです。

2. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書には、見積年月日、見積者の住所及び法人名ならびに代表者名を記載し、代表者の印章を押印してください。
- (2) 見積価格は、消費税を含まない金額としてください。
- (3) 参考見積書の様式は任意としますが、別紙1「見積仕様書」に示す作業項目毎に、必要な金額がわかるよう記載してください。(別紙2「見積様式(参考)」をご参照ください。)
- (4) 提出期間: 令和7年11月12日(水)から令和7年11月21日(金)まで 持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分 から16時00分まで
- (5) 提出先

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 宛 【担当】木曽川中下流用水総合管理所 経理課

〒495-0036 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1 TEL:0587-97-3710 FAX:0587-97-1482

(6) 提出方法

書面は持参、郵送又はファクシミリ(社印があること)により提出してください。

3. 参考見積内容

(1) 作業項目、作業内容

別紙1「見積仕様書」に示す作業項目、作業内容とします。

(2) 参考見積徵取節囲

上記(1)「作業項目、作業内容」を実施するために必要な金額を徴取します。

材料費、労務費のほか、車両の引取り及び返却に要する費用や車検に必要な経費(代行手数料、自賠責保険料、自動車重量税及び印紙代等)、付加利益等の本件の履行に必要な一切の費用を計上してください。

4. 依頼書に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により提出してください

- (1) 提出期間: 令和7年11月12日(水)から令和7年11月17日(月)まで 持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分 から16時00分まで
- (2) 提出先: 2. (5)に同じ。
- (3) 提出方法: 2. (6)に同じ。

5. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり送信します。

- (1) 閲覧期間:令和7年11月19日(水)
- (2) 閲覧方法: FAXにより送信します。
- 6. 参考見積書作成及び提出に要する費用 参考見積提出者の負担とします。
- 7. ヒアリング

ご提出いただいた参考見積書について、ヒアリングを実施することがあります。

- 8. その他
 - (1) 送付資料の電子データを希望される場合は、メールアドレスをお知らせください。
 - (2) この参考見積書をご提出いただくことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。
 - (3) ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

- 以上 -

クレーン付トラック車検整備

見積仕様書

令和7年11月

独立行政法人水資源機構

第1章 総 則

第1節 概 要

本件は、木曽川中下流用水総合管理所及び三重用水管理所に配備しているクレーン付トラックの点検整備を実施し、自動車検査登録制度による検査・登録(以下「車検」という。)を行うものです。

- 1. クレーン付トラック車検及び点検整備・・・・・2台
- 2. クレーン装置点検整備・・・・・・・・2台分

第2節 配備場所

- 1. 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東地内
- 2. 三重県三重郡菰野町菰野地内

第3節 提出図書

履行完了までに、車両に保管する次の資料の写しを弊社担当者へ提出してください。

- 1. 点検記録表
- 2. 自動車検査証(以下「車検証」という。)及び車検証記録事項
- 3. 自動車損害賠償責任(以下「自賠責」という。) 保険証明書
- 4. 履行写真(新旧交換部品、整備中·整備後状況)

第2章 車検及び点検整備

第1節 クレーン付トラック車検、定期点検整備及び特別整備

次の車両について、定期点検整備(クレーン付トラック:12ヶ月点検)及び特別整備を実施し、車検証の有効期限までに車検を行うものとします。

- 1. 木曽川中下流用水総合管理所
 - (1) 走 行 距 離: 9,653km (令和7年11月7日時点)
 - (2) 車検証有効期限: 令和8年2月24日
 - (3) 自動車登録番号: 尾張小牧 100 せ 5181
 - (4) 車両の種別等

「参考1 車検証写し」及び「参考2 写真」をご参照ください。

(5) 定期点検整備

定期点検整備の内容は、次のとおりです。

- ① 法定基本点検
- ② 定期点検に伴う各種シール・ガスケット類の交換
- ③ 軽微な油脂類(ウォッシャー液・バッテリー液・冷却水・グリスアップ含む) の補充等
- (6) 特別整備

特別整備の内容は次のとおりとし、各整備項目の実施において必要となる消耗品の

交換も含むものとします。

また、交換した旧品は、消耗品を含み見積者において処分するものとします。

- ① エンジンオイル交換
- ② エンジンオイルエレメント交換
- ③ オイルセパレータ交換
- ④ 燃料フィルタ交換
- ⑤ ブレーキオイル交換
- ⑥ ミッションオイル交換
- ⑦ デフオイル交換
- ⑧ クラッチオイル交換
- ⑨ パワステオイル交換
- ⑩ ワイパーゴム交換
- ① 下回りスチーム洗浄

2. 三重用水管理所

- (1) 走 行 距 離: 5, 792km (令和7年11月7日時点)
- (2) 車検証有効期限: 令和8年2月21日
- (3) 自動車登録番号: 三重 100 せ 3789
- (4) 車両の種別等

「参考1 車検証写し」及び「参考2 写真」をご参照ください。

(5) 定期点検整備

定期点検整備の内容は、次のとおりです。

- ① 法定基本点検
- ② 定期点検に伴う各種シール・ガスケット類の交換
- ③ 軽微な油脂類 (ウォッシャー液・バッテリー液・冷却水・グリスアップ含む) の補充等

(6) 特別整備

特別整備の内容は次のとおりとし、各整備項目の実施において必要となる消耗品の交換も含むものとします。

また、交換した旧品は、消耗品を含み見積者において処分するものとします。

- ① エンジンオイル交換
- ② エンジンオイルエレメント交換
- ③ オイルセパレータ交換
- ④ 燃料フィルタ交換
- ⑤ ブレーキオイル交換
- ⑥ ミッションオイル交換
- ⑦ デフオイル交換
- ⑧ クラッチオイル交換
- ⑨ パワステオイル交換

- ⑩ ワイパーゴム交換
- ① 下回りスチーム洗浄
- ② タイヤ組み換え タイヤ仕様及び組み換え本数は、次のとおりとします。 なお、廃タイヤの仕様及び本数も次に同じです。
 - スタッドレスタイヤ 225/90 R17.5 7本 (スペアタイヤ含む)

第2節 クレーン装置点検整備

第1節の車両に搭載している古河ユニック製(形式: URU374RSKK) の 2.93 t 吊クレーン装置について、「参考3 クレーン年次自主検査記録簿」を参考に点検を実施するとともに、以下に示す整備を行うものとします。

なお、交換した廃油等は、見積者において処分するものとします。

- 1. 作動油交換
- 2. 作動油エレメント交換
- 3. ウインチ減速機及び旋回減速機のギヤオイル交換

第3節 車両の引き渡し等

車両の引き渡しは、第1章第2節に示す配備場所で行うものとし、作業完了後は配備場所へ返却するものとします。

なお、車両の引き渡し、返却日等については、弊社担当者との打合せにより決定する ものとします。

第4節 保険料等

自賠責保険料、自動車重量税及び印紙代等の車検に必要な経費は本件に含むものとし、これらの手続きは見積者が行うものとします。

なお、自賠責保険の期間は次のとおりです。

- 1. 木曽川中下流用水総合管理所 令和8年3月20日から令和9年3月20日までの12ヶ月
- 三重用水管理所 令和8年3月22日から令和9年3月22日までの12ヶ月

- 以上 -

車 検 証 写 し

記録年月日 令和 7年 1月 27日

自動車検査証記録事項

513230049943

1.基本情報									
自動車登録番号又は車	両番号 尾張	小牧 1	00 せ	5 1	8 1	10			
車台番号 FRR9	0 - 7 0 4	4399							
登録年月日/交付年月日	平成 25年	2д 20 п	初度登録年月	平成	25年 2 _月	有効期間の	満了する日	令和 8	年 2月 24日
2. 所有者・使用者情報	B								
所有者の氏名又は名称	独立行政法	人 水資	源機構						
所有者の住所	所 有 者 の 住 所 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 - 2 [11005 0073								
使用者の氏名又は名称	* * *								
使用者の住所	* * *				·				
使用の本拠の位置	愛知県稲沢	市祖父江	町馬飼寺	東 2 6	- 1			[23519	3861 001]
3. 車両詳細情報									
車名いすぶ									[012]
型式 TKG-FF	R 9 0 S 2			原動植	機の型式 4	H K 1			
自動車の種別 普 通		用途貨物		自家	え用・事業	美用の別	自家用	.,	
車体の形状キャブス	ナーバ	V	[012]	乗車	定員	2,	最大積載量		2750 kg
車両重量 5100	車両総重量		7960k	長さ	773 cm	幅	225 c	高さ	300 cm
前前軸重 3120	前後軸重	— _{kg} 卷	後前軸重	— _{kg}	後後軸重	1980kg	総排気量又は	定格出力	5.19 L
燃料の種類軽油			型式指	定番号		类	頂別区分番号		
4. 備考									
「岐阜」 無統領 「岐阜」 重視統領 「世阜」 重視統領 「重要を 「正成力 を 「正成力 を 「一下で 「 「一下で 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	5年2月20日 成車 PM) 適合。こ。 , 400km(8,300km 近接排気騒音規 , 状況] 点検整備 -06416	の自動車の使 令和7年1月 (令和6年2 制値 99d 記録簿記載あ	E用の本拠はN 27日) 月1日) B		木曽川	中下流	流用水 絲	给合管	理所

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両 I D T9463LN3801372





令和 7年 1/1 24日

◎内容をご確認のうえ、

写等ではなく、

この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害 賠償責任保険契約が締結されていることを証明しま物

号

損害保険ジャパレ株式会社

21. (12. 41)			A COLUMN TO THE REAL PROPERTY OF THE PARTY O
自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号	尾張小牧 100 せ 5181 FRR90-7044399	自動車の 種 別	普貨(自)超
(車台番号)	(1. 会和 7年 9.11 70世 1724.11	使用の本拠 の所在地	愛知県
保険期間	(1) 令和 7年 3月 20日 12か月至 令和 8年 3月 20日 午前12時	保険料	V10 220
		1米陕村	¥18,230
保住險所	対玉県さいたま市中央区 新都心11−2		
契約者の氏名	独立行政法人、水資源機構	48.11 411	豫料収納年月日 7年 1月 24日
異動事項		13414	17 17 640
管轄店名 及び 所在地	刊学保険ジャパン株式会社 〒160-8838 新宿区西新宿1-26-1 (事故) 0120-281-110 24時 10365日 (契約) 0120-281-552 平日9時~17時 者	想父江岩≡ 0995200	

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームペーシからで与いただけます。 ホームページアドレス(https://www.sompo-japan.co.jp/)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

◎二次元コードが表示されている場合、コードを読み取り、アクセスすると 契約内容の確認(PDFデータのダウンロード)や異動・解約手続きが可能です。 パスコード: 0692873199



木曽川中下流用水絲

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者[®]または運動 者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められて

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)		
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで		
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要 な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第1級:最高3,700万円~		
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで		
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで		

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番 号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保 険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、 引受保険会社から書面により提供されます。

・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)

お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)

・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)

また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

自賠責保険の保険金等について、万一にもご納得いただけなかったときのために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として 国土交通大臣および内閣総理大臣の指定を受ける「一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責保険 の保険金等のお支払いに関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

電話番号(フリーダイヤル)	0120-159-700

詳しくは、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構ホームページ(https://www.jibai-adr.or.jp)をご覧ください。 この機関のほかにも交通事故に関する相談を受け付けている機関があります。 詳しくは引受保険会社までお気軽にご相談ください。

(裏面もご覧ください)





上記保険料を領収いたしました。

ご注意

白動宙給杏虾記録事項

542230012828 1 其										
1.基本情報										
自動車登録番号又は車両番号 三重 100 世 3789										
車台番号 FRR90-7044449										
登録年月日/交付年月日 平成 25年 2月 22日 初度登録年月 平成 25年 2月 有効期間の満了する日 令和 8年 2月 21日										
2. 所有者・使用者情報										
所有者の氏名又は名称 独立行政法人 水資源機構										
所 有 者 の 住 所 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 - 2 [11005 0073]										
使用者の氏名又は名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
使用者の住所 ***										
使用の本拠の位置 三重県三重郡菰野町菰野 7 9 6 1 - 2 [24802 0024]										
3. 車両詳細情報										
車名 いすゞ [012]										
型式 TKG-FRR90S2 原動機の型式 4 HK1										
自動車の種別普通用途貨物自家用・事業用の別自家用										
車体の形状 キャブオーバ [012] 乗車定員 2 _人 最大積載量 2750 kg										
車両重量 5100kg 車両総重量 7960kg 長さ 773 cm 幅 225 cm 高さ 300 cm										
前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重 総排気量又は定格出力 は										
3120 kg -kg 1980 kg 5. 19 L										

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID T9463RH7180880





自動車	検査証	令和 5年 2		/	車輪 支			2230012828	3	and the	889
三重 100	± 3789	初度登録年月 平成 25年 2		の種別 用	途 自家 物 自	用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号	Service.	Si MA	
里 100	生 3 / 0 3 年 名	十0人204 2	月百囲	貝	物日	事件の計	TV 44				
いすゞ				キャブ	オーバ		B 4A				
	車台番号				燃料の		総排気量文	は定格出力			
FRR90-7044449				軽油				5. 19 kW		使 内 蔵	Z
型	式	原動機の型	元	ĖŰ	前軸重	前後軸亜	後前軸重	後後軸重		用蔵	の声
TKG-FRR90S2	4HK1			3	120 _{kg}	ke		1980,		保た	裏面
栗車定員	最大積載量	車両重量	車両総	重量	Kg	- Kg 長さ	韓	i Rg 高さ		保た	に
2 _人 独立行政法人 7		5100 _{kg} 使用者のE	氏名 又 は	7960 _k 名 称	· g /	773 _{cm}	225 cm	300 _{cm}			には電子部品(ICチ

三重用水管理所

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害 賠償責任保険契約が締結されていることを証明しまず

-	
1	
15	
· T	
/	
ご注意 ◎内容をご確認のうえ、写	
100	
District Co.	
6	
(O)	
9	
L A	
京	
台	
+	
2	
-11	
,	
_	
探	
DE	
三刃	
可以	
0	
(/)	
-	
7	
1	
7	
2	
1	
1	
-	
1	
赤	
77	
7	
6	
1-	
ld	
.0.	
TI	
.0	
1	
1	
1	
-	
(
6	
(/)	
7	
証	
証	
証	
証明	
証明	
証明書	
証明書	
証明書本	
証明書本	
証明書本紙	
証明書本紙	
証明書本紙を	
証明書本紙を	
証明書本紙を必	
証明書本紙を必	
証明書本紙を必ず	
証明書本紙を必ず	
証明書本紙を必ず	
証明書本紙を必ず中	
証明書本紙を必ず自	
証明書本紙を必ず自動	
証明書本紙を必ず自動	
証明書本紙を必ず自動言	
証明書本紙を必ず自動車	
証明書本紙を必ず自動車	
証明書本紙を必ず自動車に	
証明書本紙を必ず自動車に	
証明書本紙を必ず自動車に借	
証明書本紙を必ず自動車に備	
証明書本紙を必ず自動車に備る	
証明書本紙を必ず自動車に備え	
証明書本紙を必ず自動車に備えば	
証明書本紙を必ず自動車に備え付	
証明書本紙を必ず自動車に備え付	
証明書本紙を必ず自動車に備え付け	
証明書本紙を必ず自動車に備え付け	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けて	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けて	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けてお	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けてお	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けてお	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けておい	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けておい	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいて	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいて	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてく	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてく	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてくが	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてくだ	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてくだっ	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてくださ	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてくださ	
証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください	
この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。	

		損害保	険ジャ	パン株式会社
	自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号	三重 100 せ 3789 FRR90-7044449	自動車の 種 別	普貨(自)超
e JIBA BAL . e e JIBA BAL . e e JIBA	(車台番号)	「一令和 7年 3」」22日 12かり	使用の本拠の所在地	THE CHAIN CH
BAL E EJIBA BAL E BAL E	保険期間	「1 令和 7年 3」」22日 12か月 至 令和 8年 3月 22日 牛前12時	保険料	#18,230
e jiba e jiba bal e e jiba bal e	保住険所	埼玉県さいたま市中央区 新都心 1 1 - 2	指定金融機関名	CHIRAL CH
BAL COMBAL COMBA	契約者の	独立行政法人 水資源機構	e JIBAL - JIBA	後群収納年月日 第2000年 7年2月11日
CJISAI	異動事項		CHARL CHARL CONTROL CONTR	M. STRAL STR
BAI C JIBAI C	管轄店名 及び 所在地	担け保険ジャパン株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 (寸は)0120-281-110 24時刊365日 (契約)0120-281-552 平日9時~17時 者		

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。 ホームページアドレス(https://www.sompo-japan.co.jp/) 複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

パスコード:



◎二次元コードが表示されている場合、コードを読み取り、アクセスすると 契約内容の確認(PDFデータのダウンロード)や異動・解約手続きが可能です。

自賠責保険についてのご案内

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要 自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者**または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。) ※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

日格青保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められて

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求 事故を起こしたときは、まず、けが人の敦護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。 自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

||休快本等のお文払い||に関する情報の提供 被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、 引受保険会社から書面により提供されます。 ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点) ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点) ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点) また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

■保険金等のお支払いに関する紛争処理制度

| 18月2日 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975

電話番号(フリーダイヤル)	0120-159-700

詳しくは、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構ホームページ(https://www.jibai-adr.or.jp)をご覧ください。 この機関のほかにも交通事故に関する相談を受け付けている機関があります。 詳しくは引受保険会社までお気軽にご相談ください。



(裏面もご覧ください)

証明書番号	② 61HNC5433 リナ 自動車 責 付	損害保	令和 7年 2月 11日 時間 (保険料領収証	
自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	三重 100 世 3789 FKR90-7044449	保険料を及び	¥18,230 損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1	711 710 A I
保険期間	自 令和 7年 3月 22日 12か月 至 令和 8年 3月 22日 午前12時	店所名在地	(事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 平日9時~17時	必ず証明書をお受け取り
契約者	独立行政法人。水資源機構 関係では、 関係では、 対象領収いたしました。	e JiBAi		印じくたさし

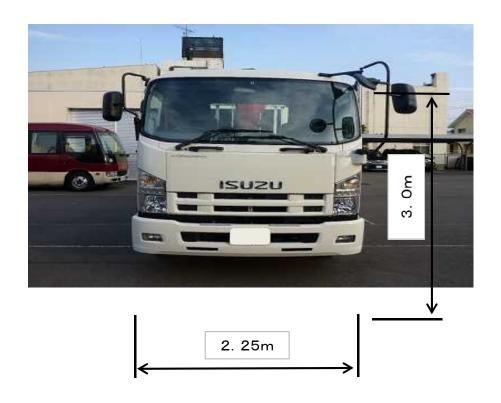
(24110163) 400942 - 0300

◎この領収証は保険証明書の効力を有しないので

写 真

〇 クレーン付トラック (8t車・2.9t吊クレーン付) 乗車定員:2人





クレーン年次自主検査記録簿

年	F 次 自	主 検 査 記 録 簿 検査結	果は	‡3	年月	間·	保存してくた	$\stackrel{\stackrel{\stackrel{\scriptstyle \stackrel{\scriptstyle \stackrel{\scriptstyle (label{interpolate}{ L $	-	清掃給油	_
			占給	結果				カ州 〇 修理 ム 柿竹	_	結果	_
	点検個所	点 検 内 容	_	不良	処置		点検個所	点 検 内 容		不良	処置
			-	1 12				取付部のボルト、ナット、ピン等の緩み、脱落		1 12	
1	PTO	PTO確認ランプの作動				14	ブーム	伸ワイヤの緩み、磨耗、素線切れ、腐食(4~6段)			
		取付部のボルト、ナットの緩み、脱落						縮ワイヤの緩み(4~6段)			
	プロペラ	ユニバーサルジョイント、スプラインのガタ、給脂						仕様(長さ、太さ)			
2	シャフト	取付部のボルト、ナットの緩み、脱落						磨耗、素線切れ、形くずれ、キンク、腐食、給脂			
		油漏れ、き裂						ワイヤソケットへの緊結、端末のクリップ止め			
3	作動油	作動油の油量、汚れ、劣化				15	ワイヤロープ	ワイヤソケットへの変形、き裂			
	タンク	エアブリーザ、サクションフィルタの汚れ、損傷						ドラムへの緊結、乱巻、よじれ			
		作動状態、異音、油漏れ				•		支持ピンの取付状態、ボルトの緩み、脱落			
4	油 圧 ポンプ	定格回転の設定						油漏れ			
	ハンノ	取付部のボルト、ナットの緩み、脱落				16	パイピング	配管の支持状態			
		各レバーの操作具合、変形、き裂						損傷、老化、き裂、ねじれ、つぶれ			
		ノブ脱落、ステッカのはがれ、劣化						フックの磨耗、変形、回転、給脂			
5	コントロール バルブ	油漏れ						フックの標点距離			
	71,00	取付部のボルト、ナット、ピン等の緩み、脱落						シーブの損傷、磨耗、回転、給脂			
		リリーフ弁の設定圧				17	フック	外れ止めの作動、変形、損傷			
		作動状態、横張出しストッパの効き						フックねじ部、スラストベアリングのガタ(磨耗状態)			
		格納、張出時のストッパピンの効き、ピンの変形						フック格納ローラの回転具合、ローラ取付ブラケットの変形			
		インナーボックスの変形、き裂						取付部のボルト、ナット、ピン等の緩み、脱落			
6	アウトリガ	ロックレバーの損傷				18	荷重計	作動状態、油漏れ、損傷			
		アウトリガシリンダの油漏れ、自然沈下				19	荷重指示計	指針の脱落、銘板の損傷、作動状態			
		ワンタッチレバーの動き、ケーブル端末の状態						作動状態、、巻過検出スイッチ、警報音の具合			
		取付部のボルト、ナット、ピン等の緩み、脱落				20	巻過警報 中報信 1.	コードリール巻取り具合、コードの損傷、断線			
		油漏れ					自動停止	ウェイト、吊りワイヤーの損傷			
	スイベル	ストッパ取付ボルトの緩み、プレートの変形				21	水準器	取付状態			
7	ジョイント	取付部のボルト、ナットの緩み、脱落				22	警報器	作動状態、警報音の具合			
		スリップリングの導通、配線の損傷、取付状態				23	銘板	銘板の取付状態、損傷、劣化			
		作動状態、異音、油漏れ					シャーシ	曲がり、変形、き裂			
		エアブリーザの損傷				24	シャーシ フレーム	つぶれ止めの取付状態、変形			
		ギヤオイルの油量、劣化						定格荷重をつり、巻上げ能力、ブレーキ能力			
8	ホイスト ウインチ	ドラムのき裂、ギヤへの給脂					荷重試験	定格荷重をつり、デリックシリンダの自然沈下			
	ワインテ	取付部のボルト、ナットの緩み、脱落				25	試験荷重	定格荷重をつり、アウトリガシリンダの自然沈下			
		ドラムと軸の取付ボルトの緩み(URA100・220)					武映何里 (ton)	ブーム最長で定格荷重をつり、ブームの自然降下			
		フック自動固定装置の作動状態(URA220)						定格荷重をつり、、旋回能力			
		作動状態、異音、油漏れ						作動状態			
		エアブリーザの損傷						受信アンテナの取付状態			
		ギヤオイルの油量、劣化						送信機のケースの状態			
9	旋回 装置	ターンテーブルの作動状態、異音、給脂					ラジコン	ケーブルの接続状態、緩み、汚れ、腐食			
	表旦	取付部のボルト、ナットの緩み、脱落					(リモコン)	配線、ケーブルの損傷、劣化、ねじれ			
		旋回シリンダ作動状態、油漏れ(URA100)						接触端子の腐食、劣化、緩み			
		支持ピンの取付状態、、ポスト、ギヤの給脂(URA100)						アクセルシリンダ及び配管部の油漏れ			
		作動状態						各電磁弁の作動状態、油漏れ			
	デリック	デリックシリンダ上下ピンのガタ				ォ	バラフック	作動状態、油漏れ、			
10	デリック シリンダ	デリックシリンダの油漏れ、自然沈下				プ	スーパーユニフック	作動状態、油漏れ			
		取付部のボルト、ナットの緩み、脱落				ショ	ブーム格納警報	警報音の作動状態			
		作動状態				ン	ブーム・アウトリガ	Writing the as 11-20 LIV febr			
L .	テレ	テレシリンダの油漏れ、自然沈下					未格納警報	警報音の作動状態 			
111	テレ シリンダ	支持ピンの取付状態、スナップリングの脱落						各表示部の作動状態			
ĺ		取付部のボルト、ナットの緩み、脱落					ML	警報点での警報ブザーの作動状態			
, -		ベース本体および架装ベースの変形、き裂				Ì		警報点でのクレーンの作動状態(停止型)			
L ¹²	ベース	架装ボルト、ナットの緩み、脱落					ᆂᅩᄶᆘᄝᅷᆞᄔ	警報点での警報ブザーの作動状態			
	_=,	き裂、変形					転倒防止	警報点でのクレーンの作動状態			
13	コラム	ターンテーブル取付ボルトの緩み						作動状態、異音、油漏れ			
		作動状態(伸縮)、給脂					ドラムフリー	ブレーキシューの調整、磨耗、給油			
		変形、き裂、摺動板の磨耗						取付部のボルト、ナットの緩み、脱落			
14	ブーム	摺動板取付ボルトの緩み、脱落				その	D他特記事項				•
		シーブの損傷、磨耗、回転									
		支持ピン、シーブピンの取付状態									
ť	使用者										
	ノーン型式	点検到	ミ施会	社名	i						
製	造番号										
納	入日	年 月 日						点検実施 印	担当	者名	
実	施日	年 月 日									

クレーン付トラック車検整備 見積様式(参考)

1. 木曽川中下流用水総合管理所

作業内容	金額	備考
法定基本点検(ガスケット類交換、油脂類の補充含む)		材料費、労務費、処分費、諸経費
車検代行手数料		
車両回送費		
エンジンオイル交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
エンジンオイルエレメント交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
オイルセパレータ交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
燃料フィルタ交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
ブレーキオイル交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
ミッションオイル交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
デフオイル交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
クラッチオイル交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
パワステオイル交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
ワイパーゴム交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
下回りスチーム洗浄		材料費、労務費、処分費、諸経費
クレーン装置点検		材料費、労務費、処分費、諸経費
クレーン装置作動油交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
クレーン装置作動油エレメント交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
ウインチ減速機及び旋回減速機のギヤオイル交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
小計		
<u>自</u> 賠責保険(非課税)		
自動車重量税(不課税)		
印紙代(非課税)		
小計		
消費稅		
合計		

クレーン付トラック車検整備 見積様式(参考)

2. 三重用水管理所

作業内容	金額	備考
法定基本点検(ガスケット類交換、油脂類の補充含む)		材料費、労務費、処分費、諸経費
車検代行手数料		
車両回送費		
エンジンオイル交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
エンジンオイルエレメント交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
オイルセパレータ交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
燃料フィルタ交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
ブレーキオイル交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
ミッションオイル交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
デフオイル交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
クラッチオイル交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
パワステオイル交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
ワイパーゴム交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
下回りスチーム洗浄		材料費、労務費、処分費、諸経費
タイヤ組み換え		材料費(新品タイヤ)、労務費、処分費、諸経費
クレーン装置点検		材料費、労務費、処分費、諸経費
クレーン装置作動油交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
クレーン装置作動油エレメント交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
ウインチ減速機及び旋回減速機のギヤオイル交換		材料費、労務費、処分費、諸経費
小計		
自賠責保険(非課税)		
自動車重量税(不課税)		
小計		
消費税		
合計		